

市川三郷町障害者スポーツ施設等整備事業PFI導入可能性調査業務実施要項

1. 事業の趣旨・目的

市川三郷町大塚地区等を候補地として整備する市川三郷町障害者スポーツ施設等について、民間事業者が持つ事業ノウハウや資金を活用し、収益性を高め、にぎわいを創出し、町の財政縮減を図りつつ、公共サービスの提供に寄与するため、運営権PFI事業の導入可能性について調査を行う。

2. 業務概要

(1) 業務名称

市川三郷町障害者スポーツ施設等整備事業PFI可能性調査業務

(2) 調査業務内容

(ア) 基本計画策定業務

- ① 整備事業の前提条件の整理
- ② 事業コンセプトの検討
- ③ 施設機能の検討
- ④ 施設配置計画の検討
- ⑤ サービス計画

(イ) PPP/PFI導入可能性調査業務

- ① 想定される事業費の試算
- ② 整備事業に係る事業スキームの検討
- ③ 運営事業に係る事業スキームの検討
- ④ 事業収支、VFMの試算
- ⑤ 民間事業者の意向把握
- ⑥ 事業手法の総合的評価・検討
- ⑦ 事業実施スケジュールの整理
- ⑧ 報告書の取りまとめ

※調査業務内容の詳細は別紙「業務仕様書」参照の事

(3) 業務場所

市川三郷町大塚地区ほか（別紙参照）

(4) 業務履行期間

契約締結日から令和2（2020）年2月28日まで（予定）

(5) 委託上限金額

8,200千円（税込）

3. 評価方法等

公募型のプロポーザル方式により企画提案書を求め、提案内容、プレゼンテーション、提案価格等の評価基準を元に総合的に評価・審査し受託候補者を選定する。

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを非公開で実施する。具体的な時間、場所等については、別途通知する。

(3) 評価方法

参加表明書及び企画提案書（プレゼンテーション及びヒアリング実施）について、別紙「評価基準」に基づき評価する。

(4) 候補者の選定方法

- (ア) 失格者（(5) その他 に記載）を除いた者の内、(3) の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- (イ) 最高点の者が複数の場合は、委託業務参考見積価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で委託業務参考見積価格を再作成し、再提出された委託業務参考見積価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- (ウ) (ア)、(イ)に関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当するものは、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 委託業務参考見積価格の金額が2(5)の委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

4. スケジュール

| 項目 | 日程 | 備考 |
|----------------|-------------------------------|-------------|
| ①募集開始 | 令和元(2019)年5月14日(火) | HPへの募集要項等掲載 |
| ②質問の受付期間 | 令和元(2019)年5月14日(火) ～16日(木) | 様式2号 |
| ③質問への回答 | 令和元(2019)年5月17日(金) | HP公開 |
| ④参加表明書の提出期限 | 令和元(2019)年5月20日(月) | 様式1号 |
| ⑤企画提案書の提出期限 | 令和元(2019)年5月24日(金) | 様式3～7号他 |
| ⑥1次選考：書類選考(予定) | 令和元(2019)年5月24日(金) ～27日(月) | |
| ⑦2次選考：プレゼン(予定) | 令和元(2019)年5月31日(金) | 詳細は別途通知 |
| ⑧受託候補者の選定(予定) | 令和元(2019)年6月3日(月) | 選定結果通知 |
| ⑨契約締結(予定) | 令和元(2019)年6月上旬 | 財政課経由 |

5. 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3

市川三郷町役場政策秘書課企画係 望月

電話番号 055-272-1103 FAX番号 055-272-2525

メールアドレス n-mochizuki@town.ichikawamisato.lg.jp

(2) 募集要項等の配布

(ア) 配布期間

令和元(2019)年5月14日(火)から令和元(2019)年5月20日(月)まで
(日曜日、土曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(イ) 配布場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、市川三郷町ホームページ

(<http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/>) からダウンロードすることができる。

(3) 実施要項に関する質問受付及び回答

(ア) 受付期間

令和元(2019)年5月14日(火)から令和元(2019)年5月16日(木)午後5時まで

(イ) 提出場所

上記(1)に同じ。

(ウ) 質問方法

本実施要領に関する質問については、電子メールのみの受付とする。電話、FAX及び口頭並びに持参等は不可とする。質問書(様式2)を使用し、件名を「市川三郷町障害者スポーツ施設等整備事業PFI可能性調査業務に係る質問」とし、上記(1)宛に電子メールで送信するものとする。

(エ) 質問書類の様式

別紙「質問書」を参照

(オ) 質問に対する回答

①回答日時

令和元(2019)年5月17日(金)

②回答方法

質問への回答は市川三郷町ホームページ

(<http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/>)に掲示し、個別には回答しない。

(4) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法等

(ア) 提出期間

令和元(2019)年5月14日(火)から令和元(2019)年5月20日(月)午後5時まで

(イ) 提出場所

上記(1)に同じ。

(ウ) 提出方法

持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

(エ) 提出書類

別紙「参加表明書及び企画提案書作成要領」(以下「作成要領」という。)参照

(5) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

(ア) 提出期限

令和元(2019)年5月24日(金)まで

※提出期限後に到着した場合は無効とする。

(イ) 提出場所

上記(1)に同じ。

(ウ) 提出方法

持参(平日の午前9時～午後5時まで)

(エ) 提出書類

別紙「作成要領」参照

6. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税等を滞納している者でないこと。
- (4) 募集要項に係る公告の日から、企画提案の特定の日までの期間に、市川三郷町の指名競争入札について指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び（ア）から（カ）までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 平成29年度から平成30年度までに、公共施設等の整備等に関する事業に係る民間活力の導入可能性に関する調査業務の元請けとしての受注実績を3件以上有すること。

7. 選定結果の通知及び公表

企画提案書の提出を求める者の選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、候補者選定後、企画提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称及び選定理由
 - (2) (1) 以外の参加者の名称
- ※ (1) 以外の参加者の名称は五十音順で表記する。

8. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と市川三郷町との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

9. その他

(1) 辞退に係る取扱い

参加表明書の提出後に辞退する場合は、具体的な理由を付した上で書面により届け出るものとする。(様式任意)

(2) 提出書類に関する注意点

(ア) 資料提出後に、資料の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、町から指示があった場合を除く。

(イ) 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(ウ) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

(エ) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

(3) 参加表明書及び企画提案書の取扱等

(ア) 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者に無断で使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、市川三郷町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

(イ) 提出された企画提案書の著作権は、提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用については、提案者の責任において行うものとする。なお、提出された企画提案書は、委託候補者の選定のために必要な範囲内において複製を作成する。

(ウ) 提出された応募書類は返却しない。